

会 議 録

会議の名称	第8期 第3回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和4年10月12日（水） 午後6時00分から午後7時40分まで
開催場所	小金井市役所第二庁舎 801会議室
出席者	<p>【委員】 加瀬 進委員、吉岡 博之委員、石塚 勝敏委員、小根澤 裕子委員、渡邊 誉浩委員、高橋 徹委員、加藤 了教委員、荒井 康善委員、丸山 智史委員、佐々木 由佳委員、猿渡 太育委員、八木 香委員、木下 一美委員、永末 美幸委員、宮井 敏晴委員、立石 静子委員</p> <p>〈WEBによる参加〉 鴻丸 恵美子委員、佐々木 宣子委員、田中 麻子委員、塚口 敏彦委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課課長 自立生活支援課相談支援係係長 自立生活支援課相談支援係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 株式会社名豊担当者 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第8期 第3回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のおり

第8回 第3回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(事務局)

開会前に事務局より連絡がございます。本日も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、WEBと対面との併用で会議を行います。また、9月の部会から新しく児童教育関係者として、猿渡太育委員が生涯発達支援部会の委員としてなられましたので、自己紹介をお願いします。

(委員)

小金井市緑町のげんきな森保育園で園長をしております、猿渡と申します。9月から委員として参加させていただくことになりました。げんきな森保育園は令和3年4月に開園したばかりでして、場所は桜町病院の近くの住宅街の中にあります。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

また、本日は障害者計画策定のためのアンケート調査票について御協議いただくにあたり、説明員として障害者計画策定委託の受託者にも出席していただいております。

(株式会社名豊担当者)

株式会社名豊の大川と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局)

連絡事項は以上となります。

(会長)

改めまして、第3回小金井市地域自立支援協議会全体会を開催します。本来ですと専門部会の日ではありますが、障害者計画のアンケート調査を確定するというので、全体会に変更しました。御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、本日の欠席委員等、事務局からお願いいたします。

(事務局)

本日、1名の委員から欠席の連絡が入っております。また、WEBでの参加は、4名となっております。

小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、協議会の開催には半数以上の出席が必要となりますが、21人中20人の出席がありま

すので、会議が成立することを報告いたします。

(会長)

それでは配布資料の説明をお願いします。

(事務局)

本日、配布しております資料は、資料1-1生涯発達支援部会の活動報告、資料1-2相談支援部会の活動報告、資料1-3社会参加・就労支援部会の活動報告、資料2-1小金井市地域自立支援協議会設置要綱、資料2-2小金井市地域自立支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表、資料3-1障害のある人向けアンケート調査票案、資料3-2関係団体向けアンケート調査票案、資料3-3事業業所向けアンケート調査票案、資料3-4一般市民向けアンケート調査票案、配布資料は以上です。不足等ありましたら、挙手をお願いします。説明は以上です。

(会長・生涯発達支援部会長)

各部会からの報告ということで、資料1-1、1-2、1-3をご覧ください。この順番通りに各部会の報告をさせていただきます。

資料1-1で生涯発達支援部会について、障害者計画に関するアンケートの検討を主に行いました。以上です。

(相談支援部会長)

相談支援部会も、アンケートについて議論しました。詳細は資料をご覧ください。

(社会参加・就労支援部会長)

社会参加・就労支援部会では同じく、アンケート調査についての議論と障害者週間スペシャルイベントについての議論を行いました。詳細は資料をご覧ください。

(会長)

各部会の報告は以上になります。障害者計画の検討をさせていただいたというこの報告に留めておきたいと思います。

それでは次に、議題2、事務局の方からお願いします。

(事務局)

資料 2-1 小金井市地域自立支援協議会設置要綱をご覧ください。こちらは令和 4 年 9 月 27 日付で改正した、改正後の要綱全文でございます。改正した点は大きく 3 点でございます。1 点目は協議事項に障害者計画とその策定に関することを加えたこと、2 点目は差別解消委員会のみ出席する委員についての規定を設けたこと、3 点目は会長・副会長共に欠席した場合の対応について規定を設けたことでございます。

具体的な改正内容の説明をいたします。資料 2-2 小金井市地域自立支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表をご覧ください。

第 1 条につきましては、障害者総合支援法について繰り返しを避けるために略称を付したものでございます。

次に、第 3 条の協議事項です。障害者計画の策定に関しましては、前回までは保健福祉総合計画策定委員会を時限的に設置し、自立支援協議会をその作業部会に位置付けていたため、本体である保健福祉総合計画策定委員会設置要綱の協議事項として規定しておりましたが、今回からは保健福祉総合計画策定委員会を設置せず、保健福祉総合計画を構成する地域福祉計画、健康増進計画、障害者計画、介護保険高齢者福祉総合事業計画のそれぞれについて、個別の協議体において独立して策定することになったため、自立支援協議会の協議事項として規定を加えたものになります。

なお、その際、これまで単に障害福祉計画としていたものを障害児福祉計画及び障害者計画を含めて根拠法を規定し、また、「作成及びその具現化に関すること」としていたものを、進捗管理等を含めた幅広い協議ができるよう「関すること」に改めております。

次に第 4 条の委員の構成です。第 2 項第 1 2 号に前条第 6 号に掲げる事項に関する学識経験者を追加しております。

前条第 6 号に掲げる事項とは、資料 2-1 の第 3 条第 6 号になります。障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること、という規定のことを指しております。つまりは、差別解消委員会の委員を個別に規定したということになります。

また、第 4 項において、この委員については第 6 条の 2 に規定する委員会、資料 2 をご覧いただきますと分かりますように、差別解消委員会に限り出席するものと規定しています。

この改正の理由としましては、差別解消委員会のみ出席して頂いている幡野委員につきましては、要綱の規定上は改正前の第 1 2 号に規定する市長が必要と認める者としていたため、位置づけとしては皆さんと同じく地域自立支援協議会の委員であり、差別解消委員会以外はすべて欠席しているというような形になってしまう状況でした。これを解消するため、差別解消委員会のみ出席す

る委員として個別に規定したものになります。

次に第5条、会長及び副会長についてです。前回、急遽、会長・副会長共に出席できないこととなり、社会参加・就労支援部会長に進行を依頼しましたが、このような事態をこれまで想定していなかったため、今後、同様の事象が生じた場合に備え、第4項として会長及び副会長が共に事故があり、または欠けた時は、予め会長が指名した委員がその職務を代理するという規定を設けております。

最後に附則でございますが、第1項の施行期日については特に意味は無く、改正の決裁が下りた日になっております。また第2項の経過措置は幡野委員につきまして、市長が必要と認める者として委嘱しているため、次の任期を待たずに、改正の日から規定を適用出来るよう設けたものです。

説明は以上です。

(会長)

それでは質疑応答になります。

法規関係はどうしても細かくなりますが、要は、障害者計画をやりますということと、幡野委員がずっと休みの状態にならないようにということと、会長・副会長共に不在時の対応を規定したということになります。

それでは「議題3 障害者計画策定に係るアンケート調査票」になります。事務局からお願いします。

(事務局)

資料3-1から3-4をご覧ください。こちらは計画策定のコンサルティング業務を受託していただいている株式会社名豊様に作成していただいた案の最終案となります。

アンケート調査票につきましてはワーキンググループで修正して叩き台を作っていたいただき、7月の部会でこれを協議したのち、8月の全体会でその意見を集約、その後受託業者からの新規提案について9月の部会にて協議していただいたところでございます。

そこで出た意見を基に、加瀬会長・吉岡副会長・石塚部会長と調整をさせていただき、最終案として作成したものが、本日の資料となります。

自立支援協議会の意見を踏まえた修正については黄色、受託業者からの新規提案については水色、調整後の修正は緑色に着色をしております。

なお、上位の会議体である地域福祉推進委員会への提出期日の都合上、11月の全体会では確認又は誤字脱字程度の軽微な修正しか出来ませんので、今回が最後の協議となりますので、よろしく願いいたします。

資料3-1、障害のある人向けのアンケートについて説明いたします。表紙の下の方、ご記入にあたってのお願いの欄につきましては、自立支援協議会の意見を踏まえまして、着色部分を追記したものになります。

次に1ページです。F2、性別に関する選択肢のうち、「3その他」を追加しています。F3については現在に合わせた時点修正になります。F5については選択肢が多いのでは、という意見を踏まえまして受託業者の方で整理していただいたもので、「社宅・寮・官舎」という選択肢を削除しました。それから選択肢1については元々の調査票では持ち家等、賃貸それぞれに一戸建てと集合住宅に聞いていたものを自宅にまとめまして、戸建てか集合住宅かを聞く形にしています。

次に3ページ、問1-1につきましては自立支援協議会の修正案通りとなっています。問2につきましては自立生活支援課が行っている別の事業で例示しているものと比較し、欠けていたものとして着色した4つの選択肢を加えたものになります。

次に5ページ、問6-4につきましては自立支援協議会の修正案通りとなっています。問●となっているところ、新型コロナウイルスに関する質問につきまして、選択肢8は自立支援協議会の意見を反映させて具体例を追記したものの、選択肢10は自立支援協議会の意見を反映させて選択肢を追加したものとなっています。

次に6ページ、問7につきましては自立支援協議会の意見どおり、サービス名を追記しております。

次に7ページ、問7-1について選択肢の番号について、10番が重複しているの後ほど修正します。まず、質問につきまして、意見を踏まえて「不足に感じる」という文言を追記しています。

また、選択肢につきましては全て着色されていますが、記載されているものは全て元々あったもので、修正点としては「本人や家族の意向を尊重してもらえない」「プライバシーなどの配慮に欠けている」「他の利用者との相性を配慮してもらえない」という3つの選択肢を削除したことになります。その理由として、いずれも重複している一つ目の10番、「サービス提供者の対応が良くない」という項目に含まれるであろうという判断で削除しております。

問8につきましては、先ほどの問7と同様です。

次に8ページ、問9に関しまして、9月の部会資料の時点では医療的ケア児に関する設問が追加提案されていましたが、元々この調査票にあった、医療機関の困りごとの設問と重複する部分があったので問9の選択肢に点線で囲んでいる選択肢11から19までを追加する形で整理しております。

次の9ページ、医療的ケアに関して必要な支援についての説明については問

2で1から12に丸をつけた方、という形で医療的ケアを受けている方だけが問9-1に誘導される形に修正しております。

なお、問9-1の、選択肢については、部会に出た「看護師が無い」という点については2に看護師を含む形としております。教育に関する支援を具体的にされた方が良いという点につきましては、5の入学先の調整についての支援、6の通学についての支援、7の授業を受けるための支援に分けて整理しております。

障害児のみではなく、障害者も含め全対象者に聞いた方が良いという考え方から、選択肢にありました「医療的ケア児の」という文言は削除しています。

一方で、回答を医療的ケア児の施策に活かすという点については、年齢とのクロス集計で対応をします。

続いて問11については、PDFファイルに変換した際にエラーが出ておりますので、後ほど修正いたしますが、その他の修正はございません。

次に11ページの問14、自立支援協議会の意見を踏まえまして、選択肢12として「相談支援専門員（計画相談員）」を追加しております。なお、選択肢7はPDFファイルに変換した際のエラーですので、修正はございません。

次に12ページの問16、こちらも選択肢17に「相談支援専門（計画相談員）」を追加しております。

次に13ページ、問19につきまして自立支援協議会の意見を踏まえまして、選択肢「2工賃」を追加しております。

次に14ページの問20、こちらは年収についての質問があった方が良いという意見を踏まえて追加したものです。選択肢の金額の幅については武蔵野市に倣ったものになります。

次に15ページ、問24につきましては、選択肢について「利用したくない」と「使用する必要はない」がひとつになっていましたが、分けた方が良いとのことでそのようにしています。

問26につきまして元の調査票の「就労に向けて、仲間と作業訓練する施設」という選択肢と、「職員がいて、仲間と一緒に軽作業をする施設」という2つの選択肢が分かりにくいという意見がありました。「就労継続B型」「就労継続A型」など事業名にしてはどうか、という提案もありましたが、計画策定に活かすという観点から、対象者のイメージで答えてもらった方が良いのではないかとこの考え方がありまして、「仕事に就くために作業訓練をする施設」「日々の生活を充実するために軽作業をする施設」と整理をしております。

17ページにつきましては、PDFファイルの変換エラーだけですので、修正はありません。

次に、18ページから19ページにかけてです。こちらに変換エラーで分かりにくくて申し訳ありませんが、問30の質問については、「あなたは、火事や地震等の災害が起こったときに一人で避難できますか」というもので、こちらにも修正はありません。

選択肢につきましては、元の調査票では「1 一人で判断し、避難できる」「2 一人で判断は出来るが避難は出来ない」「3 一人で判断できないし、避難も出来ない」となっていましたが、判断が出来るか出来ないかに関わらず、自分が避難できない人の支援者の有無が重要と考えまして、「1 自分で避難できる」「2 自分では避難は出来ない」「3 一人では判断できないし、避難も出来ない」という形に修正し、「2 自分では避難は出来ない」を選んだ方のみ、支援者の有無を聞く形に整理しています。

19ページの問31についてです。選択肢1と3については意見を踏まえて修正したもの、選択肢4と7については意見の通り追加したものととなります。

次に21ページ、問32-1につきましては、前のページの防災に対する取り組みについての設問で、「災害に備えて日頃から準備していますか」という問いに、はいと答えた方に具体的にどんな準備をしているのか尋ねる質問となります。

問34については委員からの意見により選択肢「4 居場所はあるが行くのが困難」という選択肢を追加しております。

次に22ページです。問35は地域とのつながりを持つ上で課題を把握する目的で新規提案があった設問になります。提案時は「参加していますか」という設問と、「参加しようとした場合に妨げとなるようなこと」とについての設問でしたが、地域とのつながりは設問中に提示されたものばかりではなく、回答する際にイメージしにくいのではないかと、という意見があり、質問中のカッコ内の具体例を増やすと共に、問35-1としてどんな地域活動に参加しているのかを聞く問を設けております。

次に23ページです。一番上の問については地域生活に必要な支援を把握する目的で新規提案があった設問になります。

また、一番下の問については、前回のアンケート調査以降に障害者差別解消条例が制定されていることから追加した設問です。

次に25ページの問40になります。障害のある人の地域活動や社会参加に対する理解度の質問です。回答が3択では少なすぎるという意見がありましたので、深まっていると思うから深まっていると思わないという4段階に「どちらともいえない」を加えた5択に修正し、「3 あまり深まっているとは思わない」から「5 どちらともいえない」のいずれかを選んだ場合に、問40-1に進むように整理しています。

次に、26ページ、問44についてです。1ページで現在の住まいについての設問があるので、今後の住まいについて聞いてみてもどうか、という意見を受けまして、現在、それから3年以内の近い将来、3年後以降の将来の希望についての新規提案があったところですが、元々の調査票にもあるように、今後どのような暮らしをしたいですかという似た質問があったことから、1ページには加えないこととしました。ただし、現在と今後の比較が出来た方が良いという考えから、選択肢については資料の通り、修正をしております。

次に27ページ、問46です。選択肢2について、元の調査票では「視覚・聴覚などの障害の特性に配慮した」となっており、それだけに限られてしまうように読めてしまうという意見があり、単に「障害の特性」とすることも検討しました。一方で視覚障害・聴覚障害は情報に関しては特に弱者だという考え方も踏まえまして、知的障害などにより情報を理解しにくい方への配慮も考慮し、「視覚・聴覚などの障がいや個別の特性に配慮した」という形に整理しております。

障がいのある人向けの調査票については、以上になります。

(会長)

これまでの各部会で議論してきていただいたものを踏まえて今回が最終案ということになりますので、御意見などがあればいただいて、この協議で結論が出ない場合には会長・副会長・事務局の方で預からせていただいて、名豊さんとベストな形になるようにさせていただければと思います。御意見などあればお願いします。

(委員)

問2の所で導尿が加わりましたが、この設問を見るとカテーテル留置や導尿など、排尿のことが挙げられていますが、排便のケアが記載されていないことが気になりまして、摘便などもあった方が良いな、と思いました。

もう一点、問30の「自分で」という部分が黄色になっている所は、以前はどうなっていたのでしょうか

(会長)

以前は「一人で」となっていました。

(委員)

「自分でできる」と書かれると、やろうと思えばできるけれども不安があるという人は丸をしづらいのではないのでしょうか。丸を付けると助けてもらえな

いのではないのでしょうか。どこに丸をしていいのか、しない方がいいのか悩んでしまうのではないかと思います。

(会長)

整理をさせていただくと、問2の「導尿」に対して「摘便」などを入れた方が良いということについて、現場感覚でその方が良いのであれば追記したいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

よろしいようですので、摘便など加えさせていただきたいと思います。

問30の「自分で」について、以前は「一人で」となっていました。微妙なニュアンスを汲むことは難しいと思いますが、他に何か書き方はありますでしょうか。

(委員)

「一人で」とはっきり書いた方が良いのではないかと思います。支援が必要なのか、支援は必要ないのか。「自分で」とすると微妙な意味が含まれてしまいます。これは、「一人で逃げる事が出来るか」という問いだと思いますので、「一人で」とする方が良いと思います。

(株式会社名豊担当者)

問30については、回答は一つに丸ということになりますので、「1 自分で避難できる」以外に、他の選択肢も丸出来るとなると回答がしにくくなると思うので、その点に留意が必要だと思います。その上で今の設問を見ますと、この設問で一番把握したいことについては選択肢3で、「一人では判断できないし、避難もできない」というように、回答の精度を上げていきたいと考えています。

こちらに回答いただいた方に問30-1にて具体的に内容を聞いて避難できない人たちがどのような手助けを必要としているのかを把握するという事で、3を迷いなく回答いただくことが重要になります。

「一人では判断もできないし、避難もできない」と回答する場合に、「一人では避難できる」若しくは2番、「一人では避難できない」となった際に、2番と3番に少し迷いが生じてくるかと考えています。

なので、自分では避難できないとする方が、2番と3番の違いを明確にするという観点ではよろしいかと考えています。

(委員)

なるほど、と思いました。

(会長)

別の委員からもありましたが、「自分では」という所が着色されているので目立つかと思いますが、この設問の趣旨は、3番の選択肢で、障害者計画で支援を必要としている人を把握することです。いかがでしょうか。

(委員)

私も黄色の部分に着目して、「自分で」と考えましたが、今の説明を伺って、なるほどと思ったところです。

(会長)

それでは、摘便に関しては追加する、問30についてはこのままでということで意見を集約したいと思います。

その他、いかがでしょうか。

(委員)

確かに仰る通りだとは思いますが、選択肢は同じページに含まれた方が良いと思います。その調整は出来ますでしょうか。

(会長)

レイアウトの点については問題ないです。

(委員)

分かりました。

(会長)

次の委員、お願いします。

(委員)

問11と問27、問30、変換エラーだということで、よく読めば読めないこともないのですが、読み上げていただけますか。

(事務局)

(問11・問27・問30の読み上げ)

(委員)

分かりました。

(会長)

その他、いかがでしょうか。

(委員)

問30について、先ほどの名豊さんからの説明で3番を際立たせるためにこのような設問になったというように聞こえたのですが、なぜ3番を際立たせる必要があるのか、理由を含めてもう一度説明していただけますでしょうか

(株式会社名豊担当者)

際立たせると言いますか、3番に回答する方が迷いなく回答できるようにという意味合いで回答させていただきました。2番と比較して、避難「も」出来ない、自分ではなく、「一人では」という所に焦点を当てて設問文を変えています。

(委員)

例えば「自分では判断できるけれど、避難は出来ない」という人は2番ですか？

(株式会社名豊担当者)

そういうことになります。

(委員)

「自分では判断は出来るけれど、避難までは無理だな」という人は2番という想定とのことで分かりにくいと思います。個人的にはあまり納得できません。

(委員)

問30について、3番については判断が出来るか出来ないかということを知っていて、判断が出来ないから避難も出来ないということだと思います。1番と2番についても判断できるかどうかを聞いて、自分で判断出来て、自分で避難できるのが1番、2番は自分で判断できるけれども避難は出来ないということにしたらどうでしょうか。

(事務局)

一点補足します。元々の調査票は、今、御指摘があった通りの選択肢で、

「1 一人で判断し、避難できる」「2 一人で判断出来るが、避難は出来ない」「3 一人では判断できないし、避難も出来ない」となっております。

これで調整した際に、問30-1で避難する際に手助けを頼める人はいますかということにつながことを考えた時に、判断できるか出来ないかに関わらず、避難できるかどうかということが支援者の有無について重要だと判断して整理しました。

(委員)

自分も元々の設問から問30-1につなげることについて意見を述べた一人ですが、元々の設問のまま、2番と3番の避難は出来ないという人に手助けが必要かどうか、質問すれば良いだけのことかな、と思いましたが、いかがでしょうか。重要なのは判断できるかどうかというよりも避難が出来るかどうかなので、避難できない人は頼める人がいるのかどうか、だと思います。

(株式会社名豊担当者)

判断出来て避難が出来ない方ということについては、身体的な障害など、判断できるが避難できない方もいるので、そういう方も誰かの手助けが必要になると思いますので、その意味では御指摘の通りかと思います。

(会長)

それでは、委員がご指摘された組み合わせに変えるということによろしいでしょうか。

(株式会社名豊担当者)

委員の方が仰っていたように、元の選択肢に戻すという方法と前は問30の3番だけを引っ張って、「判断・手助けが必要ですか」としていたのですが、それを2番と3番の両方から引っ張る形にしてはいかがでしょうか。

(事務局)

どれを答えて次の問に進むということは、前回のアンケートでは1番と2番が引っ張られた形になっていました。今回整理した後については、避難できない方が進む形で良いとして、2番だけにしておりました。

(委員)

設問に答える人が分かりやすいことが一番大切で、元々の案の「自分で判断出来て避難も出来る」と2番の「判断できるが避難できない」、3番は判断と

あるが、1番と2番には判断という言葉がないので、確かに分かりにくい所があると思うので、元々の案の方が良いかと思います。

(会長)

中間まとめです。1番は「自分で判断出来て自分で避難することが出来る」、2番は「自分で判断は出来るが、自分で避難は出来ない」という組み合わせ、3番は今の通りにして、いずれにせよ避難できないという2と3を選んだ場合に手助けを頼める人はいますか、という構成に変えるということでしょうか。

(委員)

問30についてですが、災害が起こったときに一人で避難できますかとなっており、その回答が自分でとなっているので、設問の方を「自分一人で」なのか「自分で」なのかに変えないと問いと答えが合わないと思いますが、修正は出来ますか。

(会長)

先ほどから出ている「一人で」ということで設問と選択肢を整理して、選択肢を「一人で判断出来て一人で避難できる」「一人で判断できるが、避難することが出来ない」「一人で判断できないし避難も出来ない」ということで設問と各選択肢が対応し、問30-1で「避難するときに手助けをしてくれる人がいますか」という問いにつながる構成ではいかがでしょうか。

(委員)

はい、という発言有。

(委員)

その場合、一人でできるとした人は、手助けする人を選べないということになりますか？

(事務局)

提案ですが、全ての方が次の問に進む形にして、2番から先の質問に進んだのか、3番から先の質問に進んだのかはクロス集計から読み取れる内容ですので、アンケート調査票では全て選べる形にするのはいかがでしょうか。

(会長)

事後処理はそれで大丈夫でしょうか。

(株式会社名豊担当者)

はい、大丈夫です。

(会長)

では、そういう形で進みたいと思います。

(委員)

在宅避難の方はどの回答に当てはまるのでしょうか。難病や引きこもりの方で避難を希望しない方もいるのですが、この設問の場合、火災などでどうしても避難しなくてはいけない場合のみのことなのでしょうか。在宅避難の方に支援が行き届くようなことはないのでしょうか。

(会長)

細かく区分すると重要な御指摘だとは思いますが、いずれにしろ、災害があった際の避難ということなので、御指摘の内容を踏まえると別の設問を立てることになるかと思うのですが。

(委員)

どうしても避難しなくてはならない時の状況、ということですね。実際には障害のために避難できない方もいますが、この場では設問に上手く入れられないですね。

(事務局)

今、仰っているのはあくまでも避難できる場所の問題だと考えていまして、その場所が在宅なのか、家から離れた場所なのかという違いで、在宅避難する方でも支援が必要な人については支援する人がいるのかどうか、出てくるのかと思います。在宅で避難できるかどうかで、選択肢1番と2番が分かれるかと考えています。

(委員)

在宅も避難先として入っているのであれば、結構です。

(会長)

その他、いかがでしょうか。

(委員)

問16、問46、この2つに関しては、問16に関しては3つまで丸、問46は5つまで丸となっており、その他は幾つでも丸、となっていますが、回答数が制限されているのは理由があるのでしょうか。

(事務局)

数の指定ですが、選択肢の中でランク付けが必要な場合にこういう聞き方をします。というのは、いくつでも丸が出来るとすると、どれが重要なのか見えなくなってきました。障害の方にとって全てが必要だった時に、1番2番の区別なくすべてが同列になる可能性があります。そのため、何が特に重要なのか、順位付けるために数の制限を設けています。選べる選択肢が3つであるか5つであるかは、選択肢の数や何位まで順位をつけたいかといったことも鑑みて、総合的な判断することになります。

(会長)

障害者計画のためのアンケートということになりますので、これまでと比べて特にどこに重点を置かなければならないのか、ということ把握することなので、全部ニーズがあると言えばそれはそうなのですが、現実問題として障害者計画を遂行する際に全部行うことは出来ないで、他を無視するのではなく、優先順位をつけるということになります。

その他、よろしいでしょうか。

(委員)

問21、令和の表記の所に西暦を加えてほしいと部会の時に話しましたが、反映していただけますか。

(会長)

反映していただくということによろしいですか。

(事務局)

はい。

(委員)

では、お願いします。

(事務局)

資料3-2、関係団体向けのアンケートについて説明します。表紙につきましては先ほどと同様です。1ページ、問2の質問中、この3年間のカッコ書きを時点修正しております。

次に2ページ、問4-1の質問について自立支援協議会の意見を踏まえまして、「取り組んでいるが増えていない」という文言を追加しております。

次に3ページ、問5の設問中、障害者差別解消条例の施行について追記しております。

次に4ページ、問6-3の質問中、この3年間のカッコ書きを時点修正しております。

5ページにつきましては、先ほどの障害のある方向けのアンケートと同様の修正となります。

関係団体向けの調査票については以上です。

(会長)

先ほどの議論を踏まえますと、和暦の所には全て西暦表記を入れるということを確認した上で議論をしたいと思います。

(委員)

問6、こちらの虐待に関する設問ですが、差別に関する設問は無いのですか。

(会長)

問5で差別のことを取り扱っていないでしょうか。

(委員)

差別についての相談についてはどうでしょうか。

(会長)

御指摘をいただいていることは、これは障害者関係団体向けのアンケートなのですが、差別に関する相談というのは、団体が差別に関する相談を受けるか受けないか、ということでしょうか。

(委員)

そうではなくて、問6ですが、「虐待の相談に対してどう対応しますか」ということです。それならば、「差別に関する相談があった時にどういう風に対

応じますか」という聞き方が必要かと思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

聞く対象が関係団体だから、ということはあるのかな、と思っております。障害者一人一人に聞く質問だと差別・虐待それぞれあるかと思うのですが、あくまでも関係団体に対して、メンバーからの相談ということなので、虐待だけで整理しているのかなと思います。

(株式会社名豊担当者)

差別の部分については来年度から一般企業でも義務化されますので、そうした相談を団体で受け取ったものを専門機関につなぐ重要性も増してくるのかなと思います。そうした状況の変化を踏まえた上で、差別に関する相談を受けたことがあるか、そして公的機関などに連絡しているかという所を把握したいということであれば、御指摘の通りかな、と思います。

(会長)

ということは、問6は虐待に関する設問ですが、差別についても並列で入れるということでしょうか。

(副会長)

差別が権利に大きく関わるものだという思いがあつての質問だと思います。虐待自体も差別から生まれるのではないかという考え方もあつて、その点で差別に関する相談の設問も設けた方が良いのではないか、という考え方だと思います。そのため、問6で差別に関する文言を付け加えられるかどうか、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか

(委員)

窓口として電話で相談を受けることがあるのですが、その中には少ないですが、差別に関する市民からの問合せがあります。そういう意味では、虐待と併せて差別のことを入れるのも一つの方法かなと思います。

(副会長)

問5の趣旨としては、差別の相談があつたかどうかを聞いているのだと思います。そして、その内容を詳しく寄せてくださいということだと思うので、それが分かりやすいように、第一段階として、差別を受けたことがあるかどうかという設問を設けた上で、(1)と(2)でそれぞれ良いと思われた例、悪い

と思われた例として載せた方が分かりやすいと思います。

(事務局)

問5の(1)が悪いと思われた対応ですので、条例でいう不当な差別的取り扱いのことを指していて、(2)は良いと思われた対応ということですので、これは合理的配慮のことだと思っています。両方併せて(1)のようなことを受ければ差別であり、(2)のようなことが無ければ差別になるのかな、と考えています。相談とどのようにリンクさせるのが難しいと考えていまして、(1)の前に問6と同じように、「差別に関する相談を受けたことがありますか」という問いを設けるのが良いかと考えております。

(会長)

「相談を受けたことがあるかないか」「誰が対応した」「どういう中身なのか」「誰から受けたものか」等と加えると、問6と対応関係になりますが、そういった形で調査票を作り直すことは可能でしょうか。

(株式会社名豊担当者)

大丈夫です。

(会長)

委員の方もよろしいでしょうか。

(委員)

はい、大丈夫です。

(会長)

それでは、資料3-3をお願いします。

(事務局)

資料3-3、事業所向けアンケートについて説明します。表紙についてはこちらも同様になります。5ページ、問8の設問中、障害者差別解消条例の施行について追記しております。次に6ページ、問9-3、設問中のカッコ書きの部分、令和2年1月から令和4年12月に修正をします。8ページ、問14、先ほどと同様の修正になります。

事業所向けのアンケート調査票案については以上になります。

(会長)

今の議論を踏まえますと、このCの所、問8と問9、同じように修正するという前提での説明となります。よろしいでしょうか

(委員)

はい、という発言有

(会長)

次に資料3-4の説明をお願いします。

(事務局)

資料3-4、一般市民向けアンケート調査票案について説明します。表紙はこちらも同様です。

1ページ、F1について性別に3、その他を追加しております。

次に3ページ、問4の質問項目について、⑧小金井市障害者差別解消条例と⑩障害者福祉センターを追加しております。

次に4ページ、追加した項目の用語の追加をしております。※8の、障害者差別解消条例につきましては、条例の前文から引用しております。※11の障害者福祉センターについての説明文は市のホームページの記載を引用しております。尚、障害者差別解消条例の解説については、自立支援協議会の意見を踏まえ、市のホームページにリンクするQRコードを掲載しております。

次に6ページ、9月の部会で新規提案していたものになります。部会での意見、また、その後の調整によりまして、E障がいのある人への日常的な支援・手助けについてという項目を新たに作っています。また、質問につきましては、4ページの項目Dのボランティア活動と区別するため、「個人として」という文言を追加し、「お手伝い」という文言を「支援・手助け」としてあります。回答の選択肢につきましては、ハードルが低い順が良いのでは、という意見がありましたので、順番を変更しています。また、ボランティアという言葉や仕事という言い回しについて意見が出ていたことを踏まえ、整理をしています。

次に7ページ、問16と問17について他の調査票と同様の修正を行っております。

次に8ページ、ワーキンググループであった追加質問を問19として新たに設けたものです。選択肢1については、たたき台の時点で提案があった例を採用しています。選択肢2～10に関しては受託者からの提案を基に、調整・整理したのになります。一般市民向けの調査票案については以上になります。

(会長)

それではご意見をください。

(事務局)

退席された委員から事前にいただいていた意見を紹介させていただきます。

問19、選択肢9のヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布とありますが、ヘルプマーク・ヘルプカードを一般市民が理解しているのかどうか、という意見をいただいております。

事務局としてはこのアンケートに載せることが一つの啓発になるのでは、ということと、知らない方がいるのであれば、障害への理解を深めるためのリーフレットの配布などでカバーすることになると考えております。

(会長)

知っている人が多くないというのはその通りですが、だからこそ作成するというのでいいのかなと思います。

(委員)

問13についてですが、個人として市民がどう手助けしたかということの質問を新しく加えているということですね。でも、聴覚障害者に対するコミュニケーションのお手伝いをどうやったら良いのか、ということが書いてありません。情報を代わりに伝えた、例えば筆談で情報を提供したとか、事故があったときにメモに書いて渡したなど、具体的なことが書いていないので、工夫をお願いしたいです。

(会長)

この点については、名豊さんの方で事例を持っていると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

聴覚障害の方の事例について具体例がないという意見をいただいたので、情報伝達については視覚障害についても同様に必要かと考えていますので、その点を改めたいと思っております。

(委員)

よろしく申し上げます。

(委員)

他の市が配っているアンケートに目を通すことがあるのですが、問19のような提案欄について、市民が詳しく書ききれない場合は別紙を利用するということでよろしいでしょうか。

(事務局)

差し支えありません。

(委員)

問3です。3番と4番を選択した方は問3-1に進むようになっていますが、「改善された面もあるし、そうでない面もあり、何とも言えない」という方が「5 どちらともいえない」を選択した場合、改善されていないと感じている点について書いていただく必要があるのではないのでしょうか。また、2番の「少しずつ改善されている」を選んだ場合でも深く考えてみると、まだ改善されていないと思える場面を書いていた方が良いのではないのでしょうか。そう考えてみると、3番と4番だけに限る必要はないのでは、と思いました。

(会長)

集計との関係も出てくるとは思います。改善されていないと思われる部分を目立たせるという意味でしょうか。

(株式会社名豊担当者)

会長が指摘されているように、改善されていないと思われる部分を目立たせるためなのですが、集計上、設問と自由回答欄をクロス集計することで「改善されている」と考えて、1番2番について回答された方の具体的な意見と「改善されていない」と考えて、3番4番について回答された方の具体的な意見とに分けて対応することが出来ますので、その点については対応できると考えています。

(会長)

改善されていないと感じた場面に限定して書いてもらうのか、改善された点も含めて、問3で答えた理由について伺うのかのどちらがよいのでしょうか。

(株式会社名豊担当者)

御提案ですが、これを全員の設問にしまして、問3-1を含めてそれぞれ、改善されていない場面と改善されたという場面について、それぞれ問3-1に二つの回答欄を設ける形にすると、集計上の問題も無いかと思えます。

(会長)

それでは、改善点と、非改善点を書いてもらって、問3の1から6にクロスしてもらうことで明確にするということですね。

(会長)

全体会が終わった後に修正点・改善点が出た際に、いつまでだったら間に合うのか。そのスケジュールはどうなっているのでしょうか。

(事務局)

今後、何か気が付いた点がありましたら、10月19日(水)までに自立生活支援課までご連絡いただければ整理したいと思います。

(委員)

10月19日ですね。

(事務局)

はい。

(会長)

皆さんにお伝えしますが、正式に出さなければいけないのは21日ですよ。

(事務局)

名豊さんに提出するのは21日です。

(会長)

21日に出す必要があり、その整理をするためには19日がギリギリです。そのため、ご意見をいただくのであれば出来る限り早い方がありがたいです。19日までに寄せられた意見を整理して、会長・副会長とで整理をする。以上を踏まえまして、市民向けの所、何か意見はありますか。

(委員)

選択肢の回答で、5択と4択の両方が入っていると思いますが、どちらかというに関心の薄い人は真ん中の3番目を選びがちであるという傾向があると思います。3番目に「どちらとも言えない」という選択肢を設けることでそこに回答が集中した時のことを想定して、あえて5択にして、「どちらとも言えない」という回答を設けるのか、それとも4択にしていずれかの選択肢に寄せるのか。その点を意識すると、より良いアンケートになるかと思います。

(株式会社名豊担当者)

御指摘の通り、確かに5択で真ん中に「どちらとも言えない」という項目を設定すると、迷いが生じて回答が真ん中に付けられる傾向があります。今回、一つのポイントとして、3年間経って取り組みが良くなってきたかという観点を把握するために、基本的に統計としては、多少のばらつきがあったとしても同じ質問をすることで良くなったのか悪くなったのか、調べたいと思っております。

(会長)

その点を含めて、チェックするところはチェックしていただければと思っております。

(事務局)

今の質問を受けて気が付いたのですが、問18の小金井市では、「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」のところ、もしかすると前回アンケート調査を行った時の第4次基本計画の中の文言を拾っているのかもしれないということがありまして、第5次基本構想・基本計画というのが出来ていますので、もし言い回しが変わってしましたら文言を変える可能性があるので、その点はご了承ください。

(会長)

最新のものとの対応関係だと思しますので、必要であれば直していただければと思います。もし、お気づきの点があれば、出来るだけ早めに、19日までに事務局の方にご意見をお寄せいただければと思います。今日の段階では、審議はここまでにさせていただければと思います。

(事務局)

調査票につきましては、次回11月9日開催の全体会で最終版として皆さんに報告し、11月11日に開催される地域福祉推進委員会に提出します。そこ

で他の計画の調査票とともに審議され、小金井市保健福祉総合計画のアンケート調査票として決定する流れになっていることをお伝えします。

(会長)

11月9日の全体会では、文言の部分的修正以外は無理ですので、その点は御了解ください。来週19日までの意見と、それを受けた修正が本当に最後となりますので、どうぞ御了解ください。

よろしければ、議題のその他、お願いします。事務局の方で用意したものは特に無いでしょうか。

(事務局)

無いです。

(会長)

皆様から何かございますか。これでアンケートがスタートしますと障害者計画を作るうえでの重要なエビデンスが集まることとなります。ここまではまだ準備段階ですので、まだまだこれからお付き合いいただければと思います。

次回開催日について、事務局からお願いします。

(事務局)

今回は11月9日(水)、全体会の開催を予定しています。時間は17時からとなります。本日より1時間早いので、御注意ください。開催場所は商工会館3階、萌え木ホールA会議室となります。

次回日程については以上です。

(会長)

それでは、以上となります。お疲れ様でした。